

# 憲法改正手続法案におけるメディア規制等の諸問題

(20061107 / 衆議院憲法調査特別委員会 / 山田健太)

本日の話のキーワードは、

広告とは	広報とは	政党とは
------	------	------

その前に、憲法改正国民投票と表現の自由の関係を整理すると。

## 1. 国民投票における表現行為の態様

### 市民・国民の表現の自由

国民投票運動 = 意見表明の自由

情報摂取 = 知る権利

投票行動 = 参政権

### マスメディアの表現の自由

報道

憲法報道（事実報道・論評、記者会見、討論番組、パブリシティ記事・番組）

投票報道（予測報道、世論調査報道、出口調査報道 = 投票経過報道）

広告

一般商業広告

意見広告、公共広告、出版広告

メディア定義

媒体区分、頒布方法区分、規模区分、公共性区分

公正・公平原則の適用

放送法、公選法

### 政党・政治家の表現の自由

政治活動、議員活動、政策 PR

国民投票運動（意見広告、キャンペーン）

法定広告

### 国会・政府としての表現行為

政府広報活動（公報 = 国民投票公報、公聴・広聴制度）

## 2. 表現の自由観点での公職選挙法の構造

### 公選法の法構造

選挙候補者の表現の自由（選挙活動の自由）

政党の表現の自由（政治活動の自由）

メディアの表現の自由（選挙報道の自由）

市民の表現の自由（選挙活動の自由）

### 公選法の目的・達成手段

公正な選挙の実現

厳格ルールによる規制（明示的解禁）

### メディア規定

媒体規制（第三種郵便、一般放送のみ、インターネット禁止）

イコール原則と裁量制（平等スペース確保、泡沫候補扱いの容認）

\* 山田健太『法とジャーナリズム』学陽書房、194頁以下「選挙と表現の自由」参照

ここからが本題です。

## 3. 法構成の基本軸

### 広告表現は表現の自由の一形態である

広告表現は商業活動であるとともに、憲法が保障する表現の自由の保護を受ける原則自由、必要最小限の合理的規制

### 政党は一定の優遇措置が許される

候補者選挙では政党主体の選挙制度が作られ政党に最大限の自由が保障されている国民が主役、バランスがとれた活動助成

### 何らかの広報（公報）活動は必要である

有権者の政治選択にとって公正かつ十分な改正案についての情報提供が求められている国会に求められる説明責任、法案と提案理由が基本

#### 4. 現行法案の規定と問題の所在

##### メディア報道・一般広告（106条、109条）

- ・なぜ広告のみを規制するのか
  - 広告表現も憲法の保障する表現の自由ではないのか
  - 報道と広告の明確な線引きは可能なのか
  - 報道を全く自由にして広告を規制することで何を期待するのか
  - 提供番組や第3セクター運営の放送局の扱いをどうするのか
- ・なぜテレビ・ラジオのみを規制するのか
  - 資金力で露出量の優劣がつくことを前提することは危うくないか
  - 新聞やインターネットと差異を設ける合理的理由はあるのか
  - 定義の容易さや運用のしやすさが理由になってはいないか
- ・なぜ期間限定なのか
  - 1週間の根拠は何なのか
  - 直前だけの運動禁止は本当に資金力がない側にプラスなのか
- ・なぜ例外を設けるのか
  - 政党広告のみが許容されることはフェアといえるか
  - 政党政治活動と政党広告は明確に分けられるのか
  - 国民投票運動と一般的政治活動は明確に分けられるのか
  - 正規料金以外の広告提供が利得提供に当たる可能性はないのか

##### 政党への媒体広告枠の提供（107条、136条）

- ・なぜ政党だけが特段に優遇されるのか
  - <政党だけ>
    - 市民キャンペーン団体と政党・政治団体とは何がどう違うのか
    - 国会が発議し投票に付す制度であることとは矛盾しないか
  - <特段に>
    - 広報と広告で、実質的に政党が二重に優遇されることでよいのか
    - 広告の面では、政治活動、一般広告、法定広告と三重に保障されることにならないか
- ・なぜメディアを限定するのか
  - 結果としてイメージ先行の広告を奨励することにならないか
  - メディアを特定の新聞・放送に限定することの合理的理由は何か
- ・なぜ放送にのみそのまま放送義務が課されるのか
  - 誹謗中傷表現による非難合戦になる可能性はないか
  - 内容の問題性を広報協議会が判断することの平等性・公平性に問題はないか
- ・なぜ無料なのか
  - 全額公費負担が本当に当たり前ののか
  - 広告枠（助成負担額割り当て）が議員数比なのは当然なのか

### 広報広聴活動（12条、14条、改正国会法102条の11）

- ・政党（議員）に広報や広告の内容を負うことの危険性
  - 国民投票で問われるのが政党の意思にならないか
  - 客観性（客観的かつ正確な解説・説明）の担保をいかに確保するか
- ・議員数を配分基準することの危険性
  - 事実上、賛成意見を優遇することにならないのか
  - 小選挙区制に起因する得票率と議席数の乖離は無視してよいのか

### 投票運動規制（2条、101～105条、109条）

- ・運動期間が最短60日であることの危険性
  - 運動期間・情報摂取期間として十分か
  - 表現活動規制期間として適切か
- ・過度に広範な規制になる危険性
  - 表現の自由の規制テストに反するのではないか
  - 利害誘導罪が表現行為の制限につながる可能性はないか

## 5. 表現の自由確保の選択可能性

### 基本はシンプル

- 広告を含むメディア規制はシンプルにノー
  - 広告も報道と同様に原則自由
- 広報（公報）はシンプルに実施
  - 議員による広報協議会ではなく独立行政委員会で事務遂行
  - 冊子、新聞・テレビ、ウェブ上で法案、提案理由を説明
- 国民の十分な情報摂取機会の確保
  - 運動期間の大幅延長（2年程度）

### 自由枠の拡大

- 政党への優遇措置
  - 政党に対する法定無料もしくは割引広告の実施
  - 政治活動の適用による自由の確保
    - （これを前提にした場合）
- 認定団体制度による広告助成
  - 広告助成の政治団体、市民団体への枠拡大
- 媒体による自主的な広告取り扱いルールとの組み合わせ
  - ミニマムプライスレートの提供
  - ネガティブキャンペーンの禁止
- まずは政党間による自主規制
  - 自主規制の原則は媒体ではなく表現者

以 上